裁判所裁判官国民審查

奈川県選挙 管理委員会



最高裁 判所判 やま 昭和二九年九月二日生

略

平成 昭和五七年 四年 四月 四月

判事任官 判事補任官 公害等調整委員会事務局に勤務。 第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、 大学法学部を卒業。 法務省民事局参事官、 東京高裁の判事として勤務するととも 以後、 以後、 福岡高裁那覇支部、東京地 東京地裁、 大臣官房参事官、 函館地家裁、 東京

> れ育ち、 地域で、

同町立国分寺南部小学校、

同町立国

香川

中学校の数学教師の次男として生ま

分寺中学校(軟式テニス部)を経て、

立高松高等学校(バドミントン部)を卒業

状の小さな田んぼが連なる山あいののどかな香川県綾歌郡(現高松市)国分寺町という段々

略

二七年一 二九年 二八年 一三二〇九一月月月月月 最高裁判所判事 東京高裁長官 さいたま地裁所長 東京高裁判事部総括 法務省民事局長 東京地裁判事部総括

大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

平成一六年

六月 四月

株式会社ニフコ社外監査役

東京大学法科大学院講師(倒産処理研究)

一七年

一〇月

五七年

弁護士登録 司法修習生

(第一東京弁護士会)

二年 六年

(三四期、

大阪で実務修習)

年

昭和五五年

東京大学法学部卒業

最高裁判所において関与した主要な裁判

二三年

二七年 二六年 二二年

七月

日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員

一月

法務省法制審議会民法 第一東京弁護士会副会長

(債権関係)

部会委員

同 一 一 三 年 年

二二〇年年一

四月

に違反するものということはできない(多数意見)。 求に反する状態にあったとはいえず、公職選挙法の規定が憲法 額を控除し、その上で残業手当が支払われても、 がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が○円となる 小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要 令和二年三月三〇日 平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、平成三〇年一二月一九日 大法廷判決 タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する 第一小法廷判決 残業手当の額

令 和

元年 三年

三〇年 二八年

住友生命保険相互会社社外取締役日本公認会計士協会品質管理審議会委員

九六六八六同四四六月月月月月月月月月

第一東京弁護士会会長

株式会社三井住友銀行社外監査役

事業再生研究機構代表理事

全国農業協同組合連合会経営管理委員

日本弁護士連合会副会長

最高裁判所にお

いて関与した主要な裁

最高裁判所判事

株式会社三井住友銀行社外取締役

最高裁判事就任後日が浅いため、

特に記すべきものはありませ

なることによることによるになるに至って挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至って挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至って、選挙に対して、 こともあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条 の割増賃金が支払われたとはいえない(全員一致、 いたということはできない(多数意見)。 令和二年一一月一八日 令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、 大法廷判決 裁判長)。 立してその職権を行ひ、 裁判官としての心構え

令和三年二月二四日

大法廷判決

市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の

使用料全額を免

常に念頭に置き、

仕事をするときの根本原理とします。

自分の頭でよく考え、

この憲法及び法律にのみ拘束される」を

日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独

は、屋内の建設作業に従事し、「コキテー・関権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規 して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されても除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対 連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、 やむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する(多数意見)。 損害賠償責任を 審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うし又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則くす」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。 はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっそして、従うべき「良礼」のヲリニュー く自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽

害賠償責任を負う(全員一致、裁判長)。 建材に表示す した大工らに対し、 石綿含有建材の製造販売メ らに対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損カーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患 べき義務を怠ったなどの判決で示す事情の下で が石綿粉じんの危険性等を

など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳、には月二回を目標に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩・ここ三年くらいですが、山歩き(トレッキング)を、シェ

・奥多摩・

屋 秩 父ン

五.

三〇年以上続いているものとして、チューリップ(毎年一〇〇島(縄文杉)・妙高山なども印象に残っています。

趣味など

ここ三年くらいですが、

令和三年六月二三日 大法廷決定

しない(多数意見、甫己原門トー)の記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違え的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違えの条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称すると規定する民法七五

余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、を定番としたプランターでの花栽培があります。二〇二一個くらい植えます)、バラ(今の黒バラはパパメイアン)、

大群生しました。

研究報告もさせていただきました。

日本民事訴訟法学会、租税法学会、

金融法学会に

朝顔が

年は、菊

裁判官としての心構え

張を傾聴するとともに、 法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりです 最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や 公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈による 社会の状況や国民の意識の変化を踏まえ が、当事者の主



最高裁判所判

昭和三一年二月二日生

東京大学法学部卒業 東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、 (現・筑波大学) 附属高等学校を卒業。 大泉第二中学校を経て、

八八七四三月月月月月 東京大学法学部助教授

五五五 元 元 元 元 年 年 年

八月 七月 四月 九月 ジョージタウン大学客員研究員 東京大学大学院法学政治学研究科教授

平成二〇年

一 月 月

東京地検公安部長東京地検交通部長

などとして勤務

旭川地検次席検事、 東京地検八王子支部、

最高検事務取扱検事

東京地検特別捜査部長

同二年年

七四月月 〇月 東京大学公共政策大学院教授を兼担 日本公法学会理事

一一八六年年

三二年年 一 ○ 三 月 月 月 IT総合戦略本部パーソナルデータに関する 東アジア行政法学会理事 総務省代表自治紛争処理委員

二六年

二六年

二同同八年年年 〇月 二四三月月月 四月 消費者庁消費者安全調查委員会委員長 東京都情報公開‧個人情報保護審議会会長 国立国会図書館資料利用制限審査会会長 人事院交流審査会会長 県情報公開・個人情報保護審議会会長

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和一 一年六月三〇日 第三小法廷判決

一令和二年一一月二五日 大法廷判決べた。べた。における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述 参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間

待と信頼に応えたいと思っています。

び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいに、同僚の最高裁判所判事との評議の中で思考を深めながら、

そのためにも事件の当事者の言い分に十分耳を傾けるととも

られます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁検討を行い、紛争解決のために適正妥当な判断を下すことが求め、最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の視点から

達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。

様々な事柄に関しても学ぶとともに、

検察官として最善の判断に

きたのみならず、

に関与する中で、

事件の真相解明に必要な専門的知識を獲得して 会社など組織の有り様や事件の背景となった

複雑困難な事件の捜査・公判 主として検察の現場で検察

官として刑事事件に携わりました。

最高裁判所判事に任官する以前は、

緊張感をもって職務に当たっています

判所判事の職務に生かすことによって、この重い職責を果たし、

公平・公正で紛争解決として妥当な裁判を実現して国民から

の期

令和三 (全員一致、裁判長、 大法廷決定

裁判官と

して きたいと思い つの事件を真摯に



最高裁判所判事

昭和三〇年七月二一日生

東京教育大学 練馬

略

歴

校、和歌山県立田辺等交ふる。・・へれ歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、

東京大学法

昭和五七年

五九年

事部、以後、

八王子支部、東京地検の各検、法務大臣官房司法法制調査検、札幌地検室蘭支部、大阪地

四四月月

学部を卒業

カリフォルニア大学バークレー校客員研究員ハーバード大学客員研究員 ハーバード大学客員教授

放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

関税等不服審查会関税·知的財産分科会部会

二二二二二五八六五年年年年

九七月月

七月 七月 七月

内閣府独占禁止審查手続懇談会座長

令 和

同

九月

最高裁判所判事

三年 二年

七月 七月 七月 九月

退官

東京高検検事長

仙台高検検事長

東京地検検事正 東京高検次席検事 東京地検次席検事 福島地検検事正

三〇年

次長検事

三年 三〇年 最高裁判所判事 内閣府公文書管理委員会委員長

ません。

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事就任後日が浅いため、

特に記すべきものはあり

二令和一 について定める部分は違法とした(全員一致)。 ふるさと納税制度に係る告示における寄附金の募集及び受領 大法廷判決

しながら、緊張感をもの判事の一人として、

の判事の一人として、誠に重い責任を担っていることを常に意識ては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所

は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担私は、最高裁判所判事に任官して間もないですど

いですが、

事案によっ

裁判官としての心構え

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適音通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適音通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適音通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適音通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適音通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適音が表現した。

四条に違反するという反対意見を述べた。姻届の必要的記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二共婦同氏を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚

業に従事 が、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎 日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、 に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育 してきました。これまでは、判例を批評する立場でした

最高裁 さかい 判所判事

昭和三三年七月一七日生

— 1

裁判所裁判官国民審查

奈川県選挙管理委員会

昭和五五年

五七年

四四月月



最高裁

判所

判

はやし

はる

歴

司法修習生 校を経て、 東京都生まれ、 (現・筑波大学) 東京大学法学部を卒業 以後、 同所で過ごす。 附属駒場中学校、 東京教育大学 同高等学

家地裁に勤務 判事補任官 厚生省(現・厚生労働省) 以後、 東京地裁、 東京地裁、 (出向)、 最高裁民事 札幌

平成

元年

五三四四月月月月

弁護士登録

(第一東京弁護士会)

司法修習生 課程修了。

一二年

検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長

視委員会事務局国際・情報総括官、

庁検事などを務める。

法務省大臣官房参事官、

金融庁証券取引等監

最高検察

米国ニューヨーク州弁護士登録

昭和五六年

五八年

平成

几

年

几

事官、 判事任官 同経理局長 最高裁民事局長兼行政局長 総括)、司法研修所教官、同事務局長を務める。 同課長、 東京高裁、東京地裁判事 最高裁民事局参

九一一九三七八月月月月月月月 東京高裁長官 最高裁首席調查官 東京高裁判事 静岡地裁所長 (部総括)

令和

最高裁判所判事

二二六年年

元年一〇月二六年 八月

消費者庁長官

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和二年一〇月二三日

第二小法廷判決

するものではないとした(全員一致、

裁判長)。

令和二年一一月一八日

大法廷判決

令和元年七月施行の参議院議員通常選挙当時、

公職選挙法の

枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違

参議院(比例代表選出)議員の選挙について、

11

項等に違反

対する国の請求異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求

諫早湾における潮受堤防の排水門の開放を命じた確定判決に

権の消滅のみでは異議事由にならないとして、

原判決を破棄し

同二二二二年年年年

最高裁判所判事

令和

三〇年

一 令和二年三月二四日最高裁判所において関与-いて関与した主要な裁判

録された電磁的記録媒体であって当該司法警察職員が所属する判官の許可を受けてした当該死体の解剖の写真に係る情報が記 地方公共団体が所持するものは、 鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁 わゆる法律関係文書に該当する(全員一致、 令和二年一一月一八日 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から 大法廷判決 民訴法二二〇条三号所定の 裁判長)。

項等に違反するに至っていたということはできない(多数意見)。 議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間 法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、 における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著 い不平等状態にあったものとはいえず、 令和二年一一月二五日 令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙当時、 大法廷判決 同規定が憲法一四条一 別表第三の参 平成三〇年

否は、

令和三年二月一日

電磁的記録を保管した記録媒体がサイ

に違反するに至っていたとはいえないとした(多数意見)。

令和二年一一月二五日

大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止

の懲罰の

O

司法審査の対象となるとした(全員一致)。

第二小法廷決定

い不平等状態にあったとはいえず、

同規定は憲法一四条一項等

間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著 参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区

否は、 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の 司法審査の対象となる(全員一致)。 適

ことは許されるとした(全員一致)。

令和三年二月二四日

大法廷判決

なく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行う合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によること

の締約国に所在し、

同記録を開示する正当な権限を有する者の

犯罪に関する条約

令和二年一二月二二日 ゆる袴田事件についての)再審請求を棄却した原決定 第三小法廷決定

に審理不尽の違法がある(多数意見、裁判長)

令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決

る(全員一致、

裁判官としての心構え

で事件に向き合っていきたいと考えています。また、最高裁は、り、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢 染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られておの執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感 どから、裁判で取り上げられて 当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしてい 分把握し、 傍聴されている人にとっても分かりやす 書面審理が基本ですが、 事件に多角的な観点からア いまだ試行錯誤の段階ではありますが、 それに適合する解決や判断をするように、 法廷で弁論の期日が開かれる事件では、 いる紛争や事件の実態や真相を十口ーチし、その背景事情や経緯な い審理となるよう引き続 当事者はもちろん、 この二年間 の執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点 を深く検討することを心がけて、 法的問題も生じています。このような課題について、行政機関で 裁判官としての心構え いては、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化て無効であるとはいえないとし、夫婦の氏に関する法制度につ事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法二四条に違反しとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称する 価値観が多様化した現代の日本では、 、、日々、重大な責任を感じておりま裁判の最終的な判断が求められて 等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する

(多数意見、

補足意見付加)。

えております

公正な裁判のために、

努力を続けてま

ります

より妥当な判断に至りたい

また、

社会の複雑化・科学技術の進展等にともない、

解決が難

しい紛争が

新

重大な責任を感じております。

いる最高裁判

所の

判事と



昭和三二年八月三一日生

略

歴

最高裁判所判

最高裁判所判事

まもる

昭和三一年一〇月二三日生

昭和三〇年三月二二日生

略 昭和五三年 歴 三月

千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・

附属

二二五年年 一九年 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

平成一六年

五五年

四月

弁護士登録(第一東京弁護士会)

ハーバード大学修士(LL.M.)

西村あさひ法律事務所(当時の名称「西村と

東京大学法学部卒業、

四月司法修習生

県立千葉高を経て

六一年

三〇年 東京大学博士(法学)

バード大学法科大学院客員教授

一一令和元年九月一三日(第二ト去年)最高裁判所において関与した主要な裁判

がない限り、 以下の内容の意見を述べた。〈経済的利益を化体した権利(漁 被る損害を含む)が全額弁償されている場合には、別段の事由 できる損害額を上回り、 侵害を除去するために要する費用が除去することによって回避 業権はこれにあたる)に基づく物権的請求権の行使は、 を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ大要 令和二年二月二八日 第二小法廷判決 (裁判長) 漁業権に基づく潮受堤防排水門の開門請求に対する請求異議 権利濫用の法理によって抑止されるべきである。〉 かつ、②請求権者が被った損害(将来 ①権利

分散投資を行うことによって自らが負担するリスクを自己の選さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である同社の株主は 同人に著しい不利益が生じるのに対して、多数の運転手を用 専従の従業員である場合、被請求者は支払われた賠償金の大半た。〈求償権の被請求者が大手上場会社であり、請求者が同社 通事故に関して当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った 的財務事象としてこれに合理的に対応することが可能であり、 なぜならば、 を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。 場合にはその金額の全部又は一部を会社に対して求償し得ると て運送事業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発 する法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付 運送会社の従業員(トラック運転手)が就労中に起こした交 賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とすれば

好に応じて調整することが可能だからである。〉 令和二年九月一六日 第二小法廷決定(裁判長)

業としてタトゥー の施術を行うことが医師法違反となるか否

ような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出すよの施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、その出の可否について議論を深める余地はあるとしても)タトゥー ている。〉 も少なくないことを考えると(公共空間におけるタトゥ 法廷意見を述べたうえで大要以下 うな法解釈を行うことは福利の最大化という立法の理念に反し い。しかしながら、健全な動機からタトゥーの施術を求める者 かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする ヘタト ゥーの施術を業として行う者は本邦から消失する可能性が高 ゥーの施術が医行為にあたるという解釈をとればタ の内容の補足意見を付 の露

裁判官としての心構え 法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日大一一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現 法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、 参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年 人々の行動が変われ

その他の主要な裁判

ことを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成にば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがある

資する判決・決定の作成に傾注したいと考えています

昭和三二年一二月二三日生

略

早稲田大学法 ル修士 和五七年 四月

> 市等で過ごす。 部を卒業。

麻布高等学校、

東京大学法学

小平

兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、

学部を卒業。

久八幡中学校、 東京都生まれ。

都立白鷗高校、

ド・ロー

-スクー

荒川区立尾久宮前小学校・尾

平成二一年 二年一二月 等を務める。 刑事局刑事法制課長、法務省大臣官房審議官 長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省 以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、

最高検監察指導部長 その後、最高検検事 その後、 同公判部長

二七年一二月

二九年

二 四月 最高裁判所判事

三〇年

一一令和元年九月一三日 第二小法廷判最高裁判所において関与した主要な裁判 第二小法廷判決

て差し戻した (全員一致)。 令和! 一年二月二八日 第二小法廷判決

て、 第三者に められる額について、会社に対して求償することができるとし 令和 トラ 原判決を破棄して差し戻した(全員一致、 に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認 ク運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により 一年一一月一八日 大法廷判決 補足意見付加)。

票価値 配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、 令和] 最大較差三・○○倍の参議院(選挙区選出)議員の議員定数 の不均衡は違憲状態にあったとする意見を付した。 大法廷判決

法二○条三項に違反するとした(多数意見)。人に対し、その敷地の使用料を全額免除した 令和三 市が管理する都市公園内に孔子等を祀った施設を所有する法 一年四月二六日 その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、 第二小法廷判決

六 令和三 時が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻た慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染して発症し した(全 裁判長、補足意見付加)。

た行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当するとする一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除し

市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀っ

た施設を所

五.

した(多数意見)。

令和三年六月二三日

大法廷決定

とは憲法二四条に違反するとの意見を付した。した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないこ夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却

裁判官と-

す。実に、 が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件について、難も生じており、法の支配と個人の権利利益の救済という、司法時代とともに、社会の在り方等が変化する中で、様々な問題や困司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。 事実を見定め、公平で公正な判断を目指したいと思いま

洞察を行うことができるように、今後とも研鑽を重ねたいと思いの良心に問いかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深いけることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自らそれぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾 そのためには、高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、

最高裁判所判事

最高裁判所裁判官国民審査

裁判官としての心構え

最高裁は「法の番人」として、

ひとつひとつの事案について公

いて、

様々な事案 最高裁の

ます

においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、

「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担って

神奈川県選挙管理委員会

略 歴

昭和五八年 六四四三月月月月

平成

六三年

弁護士登録(第一東京弁護士会)

ワシントン州立大学ロースクール修了(LL:

東北大学法学部卒業

子高等学校(当時)を卒業

同 七 年 年 年

弁護士登録(第一東京弁護士会)公正取引委員会事務総局勤務

慶應義塾大学法科大学院教授

九月

海外法律事務所勤務

弁護士登録取消

福島県生まれ。 山形県、新潟県で育つ。 父の転勤に伴い、

最高裁判所 判事

昭和三三年一二月二七日生

略

宮城県第一女い、福島県、宮

昭和五八年 四月 学部を卒業

学園中学校、

同高等学校を経て、

東京大学法 私立東大寺

略

歴

奈良県大和郡山市で生まれ育ち、

判事補任官 東京地裁、

同広報

五五年 年

英国オックスフォ

大学社会科学特別ディ

プロマ取得

昭和五二年

東京大学教養学部教養学科(国際関係論分科)

教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京

四月 判事任官 神戸地裁判事、 課兼秘書課、 (、神戸地裁で勤務広島地裁、最高裁行政局、 東京地裁判事、

·裁判事 (部総 最高裁行政局

五年

括)、東京高裁事務局長等を務める。課長、同人事局課長、東京地裁判事 最高裁人事局長

平成

内閣法制局参事官補国大使館にて勤務外務省経済局以降、ア

アジア局、

条約局、

七四年年

静岡地裁所長

二九一月月月 東京地裁所長 東京高裁判事

最高裁判所判事 大阪高裁長官

和 同 年 二 月 三 〇 年 一 二 月 二二六三六年年

令和

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありませ最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありませ最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事

司法試験考査委員

(経済法)

国立大学法人お茶の水女子大学監事

日本放送協会経営委員·監査委員

内閣府官民競争入札等監理委員会委員

裁判官としての心構え 読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思い ることだと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を 断の重さを常に自覚した上で、 「心構え」として最も重要なことは、 中立公正な立場から、 誠実に真正面から向き合って判断す 様々な分野の一つ一つの事件につ 最終審である最高裁の

令和

駐英国特命全権大使

駐大韓民国特命全権大使

最高裁判所判事

三 元年

二二二八五四年年年

二〇七七九八八月月月月月月月月

外務審議官

駐オランダ特命全権大使

外務省国際法局長

総合外交政策局審議官として勤務

在サンフランシスコ総領事

外務省北米局参事官以降、

国際法局審議官、

在英国大使館公使として勤務 在インド大使館参事官、

規課長、

外務省欧亜局西欧第二課長以降、

ら、後に同公、同条約局法

内閣法制局参事官

九年

四年

にふきたことに、「ランスがとれたよりよい判断ができるよう軟な発想をもって、バランスがとれたよりよい判断ができるよう軟えす意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔 ても的確に理解することが重要だと考えています。このように、て将来の在り方をしっかり見定めるとともに、世界の動きについな時代にあって、我が国の社会のこれまでの歩みを正確に認識し 絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔時間的な広がりと空間的な広がりとを座標軸にして考えることを する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのよう判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速 変化が激 価値観の多様化が著しい現代社会に お ては、

加)。とこそ、

……そ、事の性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにするこ連制度も含め、民主主義的なプロセフにする。

るに至ることもあり得るが、このような法制度については、関いかんによっては、これらの規定が同条に違反すると評価されの上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる事情の変化

る規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。そ民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関す

めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とに誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定令和三年九月七日(第三小法廷判決

した(全

はありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やそはありません。しかし、下級審においてめ、関与した主要な裁判とへの「畏れ」の気持ちを忘れてはならないと思ってきました。色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当するこ討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと ました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件につこれまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してきに心掛けていきたいと思います。 て、さらに大きな視点に立って物事を考えるように努めたいと思 いても当事者の方たちとの議論を十分に尽くし、 時の心構えを踏まえ、これからは、最終審を担う一員とし 証拠を丁寧に検 大 高事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共 までの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有す を把握し、法律の適用に誤りのないように努め、もって、適切な 一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情など 裁判官としての心構え

を生活であること、また、法律家に限らず女性全体に女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体にいと考えています。しかしながら、やはり最高裁をはじめとしてを担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職責を果たしたを担う裁りは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼されいうよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼され

機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。

は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現

とができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎、ささやかです在に至っています。このたび最高裁判事として働く機会を頂くこ

います。

の当

と思っています

意味するとおり、最高裁において、たくさんの知恵を出

し合

う、今後とも努力していきたいと思います。問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐよ

化、グローバリゼーションなどが社会に、諸外国に共通な課題である高齢化、

バリゼーションなどが社会に及ぼす影響と司法による

います。

好きな言葉として「熟議」という言葉があります。

ます。

弁護士としての

職責を果たす上では、

女性か否かと

べき法の解釈とに向けて一所懸命に努力していきたいと考えてい大局的に考えながら「法」と向き合って、当該事案の解決とあるころを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを

とつひとつの事案において、それぞれの主張とその拠って立つと

待に応えていくことが重要であり、私は、 性が高まってきていると感じてきました。

最高裁判事として、 裁判所はこのような期

ひ

の生活を通じ、価値観が多様化する中で、まず、そして常に、「法」

最後の拠り所としての「法」の重要

は何かと問われてきており、

いると考えます

これまでの弁護士としての職務、

公的活動等での経験及び日々

最高裁判所判 りょう

昭和三二年四月一九日生 亮

最高裁

判所判立

昭和二九年四月一六日生

10月31日(日

一 令和三年六月二三日 大法廷決定最高裁判所において関与した主要な裁判

午前7時から午後8時まで

期日前投票又は不在者投票をご利用ください。 18歳から投票できます。お子さんと一緒に投票所に行けます。

◎衆議院小選挙区選出議員選挙 投票用紙(あさぎ色)には、候補者 1人の氏名を記入します。

◎衆議院比例代表選出議員選挙 投票用紙(ピンク色)には、名簿届出 政党等の名称を1つ記入します。

○最高裁判所裁判官国民審査 投票用紙(うぐいす色)には、やめさ せた方がよいと思う裁判官について は、氏名の上の欄に×を書きます。 やめさせなくてよいと思う裁判官につ いては、何も書かないでください。